富士市立元吉原中学校
いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。学校は、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。

いじめが発見された場合には、まず、第一にいじめられた児童生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

以上の考えにより、本方針を策定しました。

平成26年５月策定
令和 ８年10月改訂

目次

１　いじめの定義と基本的な考え方
（1）いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
（2）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
２　学校における組織的な対応について
（1）いじめ問題に取り組む体制の整備・・・・・・・・・・・・p. 2
（2）いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ・・・・・p. 3
（3）重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 5
（4）教育委員会や関係機関との連携・・・・・・・・・・・・p. 7
３　未然防止
（1）未然防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 7
（2）保護者や地域への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・p. 9
４　早期発見
（1）「いじめは見えにくい」の視点に立って・・・・・・・p. 9
（2）早期発見のための手立て・・・・・・・・・・・・・・・p. 10
（3）相談しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・p. 10
５　早期対応
（1）いじめ対応（当日）の基本的な流れ・・・・・・・・・p. 11
（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応・・・・・・p. 11
（3）いじめが起きた場合の対応・・・・・・・・・・・・・・p. 12
６　ネット上のいじめへの対応
（1）ネット上のいじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・p. 14
（2）未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 14
（3）早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 15
７　いじめの解消　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 16
別紙１学校いじめ防止対策年間計画　・・・・・・・・・・・・p. 17
〃　２学校いじめ防止対策年間計画　・・・・・・・・・・・・p. 18

１　　いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。生徒をいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒（観衆）、見て見ぬふりをする生徒（傍観者）の存在など、集団全体にかかわる問題であること
- いじめは、いじめられる生徒にも問題があるとの考え方では解決しないこと

本校では、このような理解のもと、生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から生徒の人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめをした生徒に心からの反省を促し、いじめを受けた生徒が安心して学校生活が過ごせるようになるまで支援に努めます。

２　　学校における組織的な対応について

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組みます。

そのためには、「学校いじめ対策組織」を活用し、学校全体で対応していきます。

① 学校いじめ対策組織の設置について

○ 構成員は、実態等に応じて柔軟に対応します。

＜通常時＞

週に１回、生徒指導部会を開き、いじめに関する情報を収集し、対応方法などを協議する。いじめに関わる情報があった場合は、週に１回開催されるいじめ主任者会にて報告された事案の対応方法について協議する。

①学校いじめ対策会議※主任者会（月１回）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事務主任

②生徒指導部会（週１回）

校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、養護教諭

※必要に応じてスクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）も参加する。

＜緊急時＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事務主任

（学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等）

必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表等の第三者的立場の方等

○ 会議は年間計画に基づいて定期的に開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。

○ 以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開きます。

・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき

・児童生徒又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき

○ いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」（p. 4）に沿って適切に対応します。

② 年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために、学校全体で組織的・計画的に取り組みます。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整え、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けました。

○ 年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組(別紙１参照)

学校いじめ対策会議：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。月１回程度。

生徒指導部会：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。週１回程度。

職員会議：年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。

教育相談：計画に基づいて年３回実施します。教育相談の内容については、生徒指導部会やいじめ対策会議の中で共有します。

各種アンケート：教育相談アンケートについては、計画に基づいて年３回実施します。心の相談アンケートについては年９回実施します。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。アンケートの形式は、生徒が記入しやすい方法を検討する等、工夫します。実施した教育相談アンケートは卒業後３年間保存することが原則です。

校内研修：ＳＳＷ、ＳＣ等、専門家を入れた研修を実施します。

子育て講演会：ＳＣ等による講演（子どもへの接し方等）を実施します。

ｉ－ｃｈｅｃｋ：中学１年生を対象に実施します。結果を分析し、その後の学級経営に生かします。

(2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有します。

○ いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。

○ いじめを訴えた児童生徒や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証します。そのことが再発防止につながるとともに、新たな事実が明らかになる可能性があります。

組織的対応

1 発見

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

・他の生徒からいじめの情報を聞いた　・いじめらしき現場を発見した
・生徒の言動から気になった　・生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた　・アンケートの回答で確認した
・関係機関からいじめに関する連絡を受けた　・養護教諭、ＳＣ等から情報を聞いた

※ それぞれの対応における留意点についてはＰ11～を参照

2 情報収集

抱え込まない
個人で判断しない

情報を得た教職員
担任・学年主任・生徒指導
教頭
校長

招集
指揮

いじめを受けた生徒を徹底して守り通す

3 事実確認

学校いじめ対策組織

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

報告・共通理解
調査方針・方法の決定
・目的　・優先順位
・担当者・期日等

保護者
適宜連絡
※複数対応

職員会議
情報共有

事案の状況により、構成員を再編成
・校長　・教頭　・生徒指導　・各学年主任　・養護教諭
＋
・該当クラスの担任　・教科、部活動等関係する教職員

4 方針の決定

即日中に対応する

事実関係の把握・調査

連絡・相談
指導・助言
SC, SSW
指導主事派遣

教育委員会

指導方針の決定、指導体制の確立

5 対応

いじめ解消に向けての指導・支

関係機関
・こども家庭課
・児童相談所
・富士警察署
・医療機関
等

6 経過観察・解消

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害生徒が、いじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

(3) 重大事態への対応

学校は「重大事態」が発生した場合、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告します。

① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

ア　生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第1号）
　　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第2号）
　　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

② 重大事態の取扱いについて

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

○ 重大事態として扱った事例には、次のようなものがあります。
（これらを下回る程度の状況であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意します。）

・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。　・リストカットなどの自傷行為を行った。
・暴行を受け、骨折した。　・投げ飛ばされ脳震とうとなった。　・殴られて歯が折れた。
・カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。※
・心的外傷後ストレス障害と診断された。
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
・複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
・欠席が続き（重大事態の目安である３０日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えました。

③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年３月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年３月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年３月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＣ、ＳＳＷ、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告
↓
調査対象者及びその保護者への説明・報告
↓
市長及び教育委員への説明・報告等 ―――― 教育委員会が行う
↓
調査結果を踏まえた必要な措置 ―――― 学校と教育委員会が連携して行う

（いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告／調査対象者及びその保護者への説明・報告：学校が調査主体の場合、学校が行う／教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う）

(4) 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく必要があります。

① 教育委員会との連携について

○ 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告します。

○ 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。

ア　重大事態（Ｐ５　教育委員会への報告　ア～エ）
イ　暴力を伴うなど被害が大きないじめ
ウ　被害児童生徒にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告します。

② 関係機関との連携について

○ いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。

○ 対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めていきます.

3　未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要です。

そのためには、児童生徒の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて、生徒がいじめに向かわない態度や能力を育んでいきます。

(1) 未然防止に向けた取組

① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

○ 生徒が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行います。

○ 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。

○ 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。

○ 静岡県版ＳＥＬのプログラムを効果的に活用し、生徒の社会情緒的スキルを向上させることで、生徒一人ひとりの幸福実感を高めていきます。

② 生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

○ 生徒自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組として、「生徒の心得（校則）」の見直しや、「地域とつながる会」「あいさつ運動」を実施します。

○ 生徒会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組として情報端末講座を行います。

○ 異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組として、「縦割り活動」を行います。主に１・２年合同行事の「体験教室」や、３学年合同での総合的な学習の時間や清掃活動、潮音祭などの行事を実施します。

③ 生徒の居場所づくり

○ 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにします。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）

○ 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝える場を設定します。また、クラスのルールを、生徒が納得した上でつくっていくようにします。

○ 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていきます。

○ 「ｉ－ｃｈｅｃｋ」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導 と援助を積極的に行っていきます。

○ 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育んでいきます。

○ 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいきます。

○ 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていきます。

○ 特に配慮が必要な生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていきます。その際、周囲の生徒に対する必要な指導を行っていきます。

○ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組みます。

○ 学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、生徒の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

④ 生徒を見守る教職員集団づくり

○ 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠です。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談 したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。

○ 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、ＳＳＷやＳＣを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていきます。

(2) 保護者や地域への働き掛け

○ ＰＴＡ理事会やＰＴＡ総会、学校運営協議会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。

○ いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行います。

○ 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、生徒が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていきます。

4　早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が生徒のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要です。生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けるよう心掛けていきます。

(1)「いじめは見えにくい」の視点に立って

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている

・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。

・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

○ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマートフォンや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼していきます。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するようにします。

(2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していきます。

① 日々の観察

○ 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心掛けます。

② 個人ノートや生活ノート、授業の見取り

○ 個人ノートや生活ノートなどでのコメントのやりとりを通して、担任と生徒の信頼関係をつくっていきます。
○ 授業における生徒の取組の様子等を見取り、授業担当と生徒との信頼関係をつくっていきます。
○ 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心掛けます。

③教育相談と各種アンケートの実施

○ 生徒を対象にした教育相談を６月、11 月、２月の年３回実施します。
○ 教育相談を行う前にいじめに関するアンケート（生徒対象）を６月、９月、12 月の年３回実施し、現状把握に努めます。
○ 心の相談アンケートを４月、５月、７月、８月、９月、10 月、12 月、１月、３月の年９回実施します。
○ 心の相談アンケートを基に困り感や不安のある生徒を対象に相談を行います。
○ 教育相談や心の相談を行う際、相談アンケートに「担任の先生以外に相談したい先生」などの記入欄を設け、担任以外の先生との教育相談を行えるようにします。

(3) 相談しやすい環境づくり

○ 日常の生活の中で教職員が声掛けを行うなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。(相談できる機関は P17 参照)
○ 相談の際、「おおごとにしたくはないので、相手には伝えなくていい。」「見守ってくれるだけでいい。」という言葉を付け加える生徒や保護者は少なくありません。しかし、そういう言葉が付いている時ほど、丁寧に対応していきます。
○ 学校だよりや各月の行事予定表に SC の訪問日を記載するなど、SC の存在を生徒や保護者に積極的に周知していきます。
○ 学年の廊下やフリースペースにいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置くなど、生徒が気軽に相談窓口を知ることができるようにしていきます。

5　早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。

(1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ

いじめ情報（いじめ又はいじめと疑われる行為）を発見

- いじめ又はいじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止める。
- 生徒が遊びやふざけと言おうとも、暴力行為は止める。
- 暴力を伴ういじめについては、必ず複数の教職員で対応する。
- いじめられた児童生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 他の業務に優先して、かつ即日速やかに、学校いじめ対策組織を招集する。

↓

正確な実態把握

- 当事者双方及び周りの子どもから聴き取り、記録する。
- いじめた（いじめたとされる）生徒が複数いる場合は、個別に同じ時間帯に聴き取りを行い記録する。
- 関係職員と情報を共有し、正確な把握をする。

↓

指導方針、指導体制　いじめの認知　⇔　教育委員会・関係機関との連携

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての職員の共通理解を図る。
- 指導方法や対応する教職員の役割分担を確認する。
- 常に現状把握に努め、指導や支援の仕方等を修正しながら対応する。

↓

生徒への指導・支援　⇔　被害・加害生徒の保護者との連携

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導をする。

- 直接会って、事実関係を伝える。
- 保護者の理解・納得を得た上で、学校と連携した今後の対応をお願いする。

↓

今後の対応の確認

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている生徒・いじめの情報を伝えた児童生徒の安全確保

○ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。

○ 状況に応じて、いじめられている生徒やいじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

○ いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている生徒から聴き取るとともに周囲の生徒など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。

○ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報（５Ｗ１Ｈ）
◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒と保護者への支援

＜生徒への支援＞

ア　本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
イ　「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
ウ　事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた生徒との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。
エ　「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。
オ　情報を確認した後、保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。
※心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行います。

＜保護者への支援＞

ア　情報を確認した後、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
イ　「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
ウ　学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、５日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。
エ　保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
オ　学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。
カ　聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

②いじめた生徒への指導・支援とその保護者への対応

＜生徒への指導・支援＞

ア　事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。

イ　頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。

ウ　生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。

エ　情報を確認した後、保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。

オ　指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していくことも必要です。

＜保護者への対応＞

ア　情報を確認した後、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。

イ　事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。
（いじめた生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）

ウ　事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。

エ　その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

③周りの子どもたちに対して

ア　複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。

イ　いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。

ウ　いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。

エ　「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせます。

オ　いじめを自分の問題として捉えさせます。

６　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていくことが重要です。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

トラブルの事例　「インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）」総務省

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Ａさんは、「〇〇ちゃんの話ってさー、いっつも面白くない？」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「？」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Ａさん以外のメンバーは、別グループを作り、Ａさんをグループから外した。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられます。

・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
・その子以外とグループを作り悪口を言う。　・その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになります。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながります。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要です。

①学校での情報モラル指導

○ 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていきます。

○ スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催します。

○ 生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていきます。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

＜未然防止の視点から＞

○ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。

○ 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

○ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。

○ 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

＜早期発見の観点から＞

○ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた生徒及び保護者にしっかりと伝えます。

①事実を把握する

ア　被害にあった生徒や関係している生徒から詳細を聴き取り、事実を確認します。

イ　生徒が心当たりのない画像や動画が勝手にＷｅｂ上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認します。

ウ　書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をします。

エ　被害にあった生徒と書き込み等を行った生徒の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

②書き込み削除を迅速に行う

ア　書き込み等を行った生徒が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。

イ　当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をします。

ウ　ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

７　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定　平成 29 年 3 月 14 日）

富士市内の主な相談窓口

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）
　ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html
・ほっとデジタル相談・ふじ
　ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク
・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）
　電話：0545-55-2764
　受付時間：月曜日～金曜日　８：30～17：15
・青少年相談センター
　電話：0545-52-4152
　受付時間：月曜日～金曜日　９：00～16：00（来所相談は要予約）
・富士市教育委員会学校教育課
　電話：0545-55-2869
　受付時間：月曜日～金曜日　８：30～17：15

静岡県および全国の主な相談窓口

・24 時間子供ＳＯＳダイヤル
　電話：0120-0-78310
　受付時間：24 時間・365 日
・教育相談ハロー電話「ともしび」
　電話：055-931-8686
　受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00
・ＬＩＮＥじんけん相談
　受付時間：月曜日～金曜日　８：30～17：15



・静岡県警少年サポートセンター
　電話：080-1605-0774
　受付時間：平日　８：30～17：15

学校いじめ防止対策年間計画　別紙１

月	教員の取組			生徒の取組	保護者への取組
	職員会議、研修等	生徒指導部	教育相談等	行事・特別活動	
４	・いじめ防止基本方針の確認 ・職員会議　生徒理解研修 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回） ・生徒に「生活の心得」の説明（各学年）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・生徒会入会式 ・交通安全教室 ・あいさつ運動	・授業参観 ・二者面談
５	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回） ・学校運営協議会	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・体験教室（１・２年生合同） ・修学旅行（３年） ・縦割り総合学習（10 月まで） ・あいさつ運動	・部活動保護者会
６	・職員会議　・学校運営協議会 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・教育相談月間 ・教育相談（いじめ）ｱﾝｹｰﾄ	・第１回ｉ－ｃｈｅｃｋ（１年） ・あいさつ運動	・前期学校評価ｱﾝｹｰﾄ
７	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・情報端末講座 ・あいさつ運動	・三者面談（３年）
８	・職員会議 ・SC による生徒理解研修 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・あいさつ運動	
９	・職員会議　・学校運営協議会 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・潮音祭文化の部 ・あいさつ運動	
10	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・潮音祭体育の部 ・あいさつ運動	・三者面談（全学年）
11	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・教育相談月間 ・教育相談（いじめ）ｱﾝｹｰﾄ	・第２回ｉ－ｃｈｅｃｋ（１年） ・あいさつ運動	・授業参観 ・後期学校評価ｱﾝｹｰﾄ
12	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・あいさつ運動	・子育て講演会（次年度１年生） ・三者面談（３年）
１	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・地域とつながる会 ・思春期講座（１年） ・あいさつ運動	
２	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回） ・学校運営協議会	・生徒指導部会（週１回）	・教育相談月間 ・教育相談（いじめ）ｱﾝｹｰﾄ	・職場体験学習（２年） ・職業講話（１年） ・思春期講座（２年） ・あいさつ運動	・授業参観（１年） ・進路説明会（２年）
３	・職員会議 ・学校いじめ対策会議（月１回）	・生徒指導部会（週１回）	・心の相談ｱﾝｹｰﾄ	・生徒会退会式 ・思春期講座（３年） ・あいさつ運動	

※年間の教育活動の中で、スクールカウンセラー（SC)、スクールソーシャルワーカー（SSW）による希望者への相談・面談を随時行っています。